

No	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要項 2. 業務概要 (4)	委託料の上限額は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの4か月間の委託料という認識でよろしいでしょうか。令和6年度以降は、再度委託料を設定の上契約を締結するということでしょうか。	お見込みの通り、本上限額は（5）業務期間における額に対応します。つまり、令和5年度分の見積書の額が本限度額以下となるように提案頂く必要があります。  なお、上記額については令和5年12月1日から令和6年3月31日までの委託料のほか、業務を受託する上での初度調達経費（イニシャルコスト）についても含みます。
2	実施要項 2. 業務概要 (4)	委託料は、今年度の4か月分なのか、1年間分なのか、2年目から変動する事が想定されているのか。	本上限額は（5）業務期間における額に対応します。つまり、令和5年度分の見積書の額が本限度額以下となるように提案頂く必要があります。  なお、上記額については令和5年12月1日から令和6年3月31日までの委託料のほか、業務を受託する上での初度調達経費（イニシャルコスト）についても含みます。  2年目以降につきましては、当該年度の業務期間（令和6年度であれば1年間）の委託料となりますが、初度調達経費については含まれません。
3	仕様書 6. 委託する業務内容（1）ア	市よりの訪問対象家庭リストの送付方法は、郵送でしょうか。	csv形式のデータをCDに格納したうえで現物で手渡す形を想定しています。
4	仕様書 6. 委託する業務内容（1）ア	市より送付される訪問対象家庭リストに掲載されている情報の項目をお示しください。（保護者氏名、住所、電話番号、メールアドレス 等）	対象乳児の管理番号・氏名、対象家庭の世帯主氏名、郵便番号、住所および備考情報です。いずれも住民基本台帳を元に提供される情報であるため、電話番号やメールアドレスは含まれません。

No	該当箇所	質問事項	回答
5	仕様書 6. 委託する業務 内容（1）ア	現在市で実施されている訪問事業での訪問日時連絡はどのように行われているのでしょうか。可能であれば、通知ハガキのサンプル等をお示しください。	別添のとおりお示しします。（本質問回答書最終頁に添付しています。）  なお、現在は地域の民生委員・児童委員による訪問となることから、市から事前に訪問日時を連絡することはしていないことから、通知ハガキに訪問日時の記載はされておられません。
6	仕様書 6. 委託する業務 内容（1）ア	訪問日時通知にメール、LINE等のオンラインツールを使用することは可能でしょうか。	質問事項No.4における回答でお示ししておりますとおり、訪問対象家庭リストとしてお渡しする情報に電話番号やメールアドレスは含まれません。従って、対象家庭への案内時においてオンラインツールの使用は困難であると考えます。（実質的に郵送に限られます。）  なお、6. 委託する業務内容（1）イに規定する対象家庭からの訪問日時の変更希望連絡方法においては、対象家庭の利便性向上に資するご提案を頂ければ幸いです。
7	仕様書 6. 委託する業務 内容（1）ア	はがきではなく、封書での訪問日時の通知を検討した際に、封筒の提供を頂くことは可能でしょうか。（個人情報の観点から封書とした際、確実に開封を促すための手段として）	仕様書にもハガキ等と記載しているとおり、あくまで例示であるため、封書による案内を妨げるものではありません。 ご質問の意図は「西宮市の官製封筒」を用いることで、対象家庭における開封率を向上させたいと拝察させていただきましたが、市から案内時の消耗品類の現物提供は行われませんので、事業者において物品を調達頂くことを想定しています。なお、適宜、封筒面などに「市からの委託事業である旨」を記載頂くことは差支えありません。  また、出生届提出時には、本事業についての広報チラシを配布し、事業者による訪問が行われる旨の周知を行う予定であることを申し添えます。
8	仕様書 6. 委託する業務 内容（2）ア	訪問時の不安や悩みのヒアリング内容として、市として必須としている事項はあるのでしょうか（保護者及び乳児の体調、協力・相談相手の有無等）。事業者で独自に策定し、訪問担当職員に指示するものでしょうか。	西宮市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱第6条に規定する業務における細目については必須項目などを設けておりません。厚生労働省が策定する本事業のガイドライン（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/03.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/03.html</a> ）等も参酌いただきつつ、対象家庭にとって必要かつ有益と考える家庭訪問についてご提案を頂ければ幸いです。

西宮市乳児家庭全戸訪問業務（南部地域）に関する質疑への回答

No	該当箇所	質問事項	回答
9	仕様書 6. 委託する業務 内容（5）	回収したアンケートの取りまとめとは、集計業務を指すのでしょうか。もしくは、複数家庭のアンケートを物理的にまとめることのみを指すのでしょうか。	ご質問の後段でお見込みのとおり、対象月分をまとめてご提出頂ければよく、回収の都度提出頂く必要が無いことを示すための表現でしたが、誤解を招く表現となつてしまいお詫び申し上げます。
10	実施要項 選定評価基準① (様式第2号)	様式第2号の本業務の推進体制における業務実績年数は子育てひろば・子育てコンシェルジュにおける年数とのことですが、施設勤務のみが実績となるのでしょうか。本部での管理業務、マネジメント業務は業務実績とみなされないのでしょうか。	業務責任者については、本業務の履行を監督するという性質を鑑み、ご質問のとおり、子育てひろば・子育てコンシェルジュの事業運営における管理・マネジメント業務についても実績に含めて頂ければ幸いです。 他方、訪問員については、性質上、管理・マネジメントの資質や経験の必要性を有しないことから、現場・施設等における業務経験とさせていただきます。
11	実施要項 5. 審査及び選考 等	プレゼンテーション時にプロジェクターを使用可能となっているが、パソコンのみを持参ということで良いのでしょうか？	プレゼンテーション会場には、「プロジェクター（HDMIケーブルを含む）」「置き型スクリーン」を市が予めご用意しておきますので、上記をご利用される場合、パソコンのみ持参頂ければ問題ありません。 (パソコンのAC電源は会場のものをご利用いただけます。) なお、上記プロジェクターの「メーカーと品番(型番)」は、「EPSON・2155W」です。
12	様式第2号 本業務の推進体制	所属・職名とは、現職のものを記入する形で良いか？ 現職がない場合は、空欄で良いか？	お見込みの通り、提出時点の内容をご記入頂ければと存じます。 なお、様式には「配置予定者を全員記入すること。(契約後採用する場合は、記載できる範囲で採用予定の者について記入すること。)」と注記がございますので、現職がない場合についても上記に従い「空欄」として頂ければと存じます。

# 健やか赤ちゃん訪問のお知らせ

ご家族の皆様へ☆



## 8月は「健やか赤ちゃん訪問」の対象月です。

### ○ 健やか赤ちゃん訪問事業とは

子育て家庭の孤立を防ぐために、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が生後2か月頃の赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問し、出生後の家庭の様子を伺いながら子育て支援に関する情報をお届けすることで、地域の中で子供が健やかに育っていける環境をつくることを目的に実施しています。

★西宮市では、厚生労働省の「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を『健やか赤ちゃん訪問事業』として実施しております。

### ○ 訪問日時について

原則として、対象月内に訪問させていただきます。  
 （対象月の翌月中旬頃までが訪問期間となっています。）  
 なお、訪問に際しての事前の連絡は行っていません。  
 （ご家庭内でも予めご承知おきいただけると幸いです。）

※感染症等予防の面から、ご自宅内や玄関先での面会にご不安がある方は、「インターホン越しでの対応」等を取らせて頂きますので、訪問当日に、訪問に伺った者へ直接お申しつけください。

### ○ ご不在等の連絡について

里帰りされるなどで在宅されないことがわかっている方は、お手数ですが下記の問合せ先へお知らせください。

☆お問合せ先-----☆  
 西宮市役所 子供家庭支援課 育児支援チーム  
 電話：(0798) 35-3177

☆-----☆